

電子納品保管管理システムに関するQ & A

(電子納品関連)

Q1. 電子納品保管管理システム (ReX-iF) の契約は必要か？

A1. 受注者は新たな情報共有システム (basepage) の利用契約のみ必要で、電子納品保管管理システムの契約は不要です。

Q2. 随意契約もオンライン電子納品の対象か？

A2. 随意契約も対象となります。

Q3. 従来の CD-R 等の (公財) 建設技術公社への登録、納品は必要か？

A3. オンライン電子納品では CD-R 等を (公財) 建設技術公社に納めることは不要となり、完成検査時の電子納品の登録料に関する領収書も不要となります。

Q4. 発注者の作業遅延によってオンライン電子納品作業に時間がかかり、情報共有システムの利用料金が延長した場合、追加料金は発生するか？

A4. 情報共有システムは、契約期間の終わりから、31 日間は猶予期間として追加料金は発生しません。また、承認がないまま一定期間が立つと、受注者宛てに電子納品保管管理システムから未承認状況を示すメールが送付されますので、お手数ですが発注者までお知らせください。オンライン電子納品関連でトラブルが発生した場合は、サポートセンターに連絡してください。(03-4221-1300 自動音声がかかりますので「2」を選択してください。)

Q5. 電子納品チェックシステムについて、リンク先を知りたい。

A5. 国土交通省に準ずる場合：https://www.cals-ed.go.jp/edc_download/

営繕事業に準ずる場合：

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_cals_densiseikahin4.1_00001.html

農林水産省に準ずる場合：

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html

(情報共有システム関連)

Q6. 今後すべての工事および業務委託で新たな情報共有システム (basepage) に移行となるのか？

A6. 令和7年度以前に契約し、従来の情報共有システムの利用を開始している工事については、令和8年度中は従来の情報共有システムを利用できます。

ただし、令和9年度からは新たな情報共有システムに移行することになります。

(例)

	R7	R8	R9
R8に契約	—	新システム	新システム
R7以前に契約 (工期がR7以前~R8)	従来システム	従来システム、 または新システム	—
R7以前に契約 (工期がR7以前~R9以降)	従来システム	従来システム、 または新システム	新システム

- Q7. 従来の情報共有システムを使用している工事で、令和8年4月以降に新たな情報共有システム（basepage）を使用することは可能とありますが、新たな情報共有システムには従来のシステムデータ等は引き継がれるのか？
- A7. 引き継がれません。従来のデータをダウンロードしておく必要があります。新たな情報共有システムで電子成果品を作成する際に、従来の情報共有システムで事前にダウンロードしたデータをオンライン電子納品時に格納をお願いします。
- Q8. 情報共有システム内で電子成果品作成はできるのか？
- A8. 情報共有システムでは作成できません。従来と同様、成果品作成には専用アプリを利用する必要があります。